

若桜町監査告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年2月3日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 山本 安雄



記

財政援助団体等監査報告

1 財政援助団体監査（公の施設の指定管理者監査含む）

（1）実施年月日等

①日時：令和3年1月26日（金）午前10時30分～午前11時58分

場所：有限会社若桜農林振興「味工房」研修室

対象団体：有限会社若桜農林振興

②日時：令和3年1月26日（金）午後1時10分～午後3時40分

場所：役場3階 全員協議室

担当課：農林建設課

（2）監査の対象

有限会社若桜農林振興（公の施設の名称：「若桜町精米施設」）

（3）監査の範囲

（財政援助団体監査）

- ・令和2年度有限会社若桜農林振興の事業計画及び上半期の実績等について
- ・令和2年度に町が有限会社若桜農林振興に支出している各種委託料及び資本金（増資分）に係る現状、実績等について

(公の施設の指定管理者監査)

・指定の経緯、契約書及び指定管理料の根拠等について及び令和2年9月7日（公の施設の指定管理期間の始期）以降の実績、現状等について

(4) 監査の着眼点

(財政援助団体監査)

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、条例、規則、要綱等に基づいた適切な事務処理がされているかを主眼において実施。

(公の施設の指定管理者監査)

管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、協定書等に基づいた適切な施設管理等がされているかを主眼において実施。

(5) 監査の結果

上記1 (4) の項目を主な着眼点とし、対象団体職員及び担当課関係職員からの説明聴取及び関係書類等を調査するなどの方法で実施した。

(財政援助団体監査)

対象団体及び所管課の出納及びその他の事務については、目的に従いおおむね適正に執行されており指摘事項等は対象団体及び担当課ともに特になし。

(公の施設の指定管理者監査)

管理に係る対象団体及び所管課の出納その他の事務については、目的及び協定書等に基づき適正に執行されており、指摘事項等は対象団体及び担当課ともに特になし。

(6) 監査の意見

当町の農業の現状においては、高齢化等により農業従業者が著しく減少し、耕作放棄地ができやすい状況下にあるなど現状維持を課題とせざるを得ないような深刻な状況にあり、そのようななか有限会社若桜農林振興（以下、農林振興という。）は、当町の今後の農業を見据えた場合にも町民からも大きく期待される組織であると言える。

しかしながら、このような農業情勢の下では、農業の振興や生産拡大、雇用の創出を含めた農業従事者の確保、技術の継承など農業全般における問題について容易に見通しが立つ状況にないと判断でき、農林振興について若桜町は昨年6月に財務体質改善のため資本金2千万円を増資して経営の安定を図るとともに、さらに同年7月には精米施設の管理者として指定をした。現状において、経営は計画どおり効果的に事業実施されているとは言い難い状況にあるように推測する。

町として、町出資法人に期待する役割と町の農業振興における中心的担い手として育成するため、更には特に精米施設関連の事業において安定的な経営ができる組織となるまで町の支援体制を維持し、農林振興と共同しながら連携を密にして当初の目的を達成するための指導監督を今後も適切に行っていただくとともに、的確に情勢を認識しながら若桜町の農業全体の展望が開けるよう期待する。